

年金関係法改正の内容について

社会保障・税一体改革（年金分野）の経緯

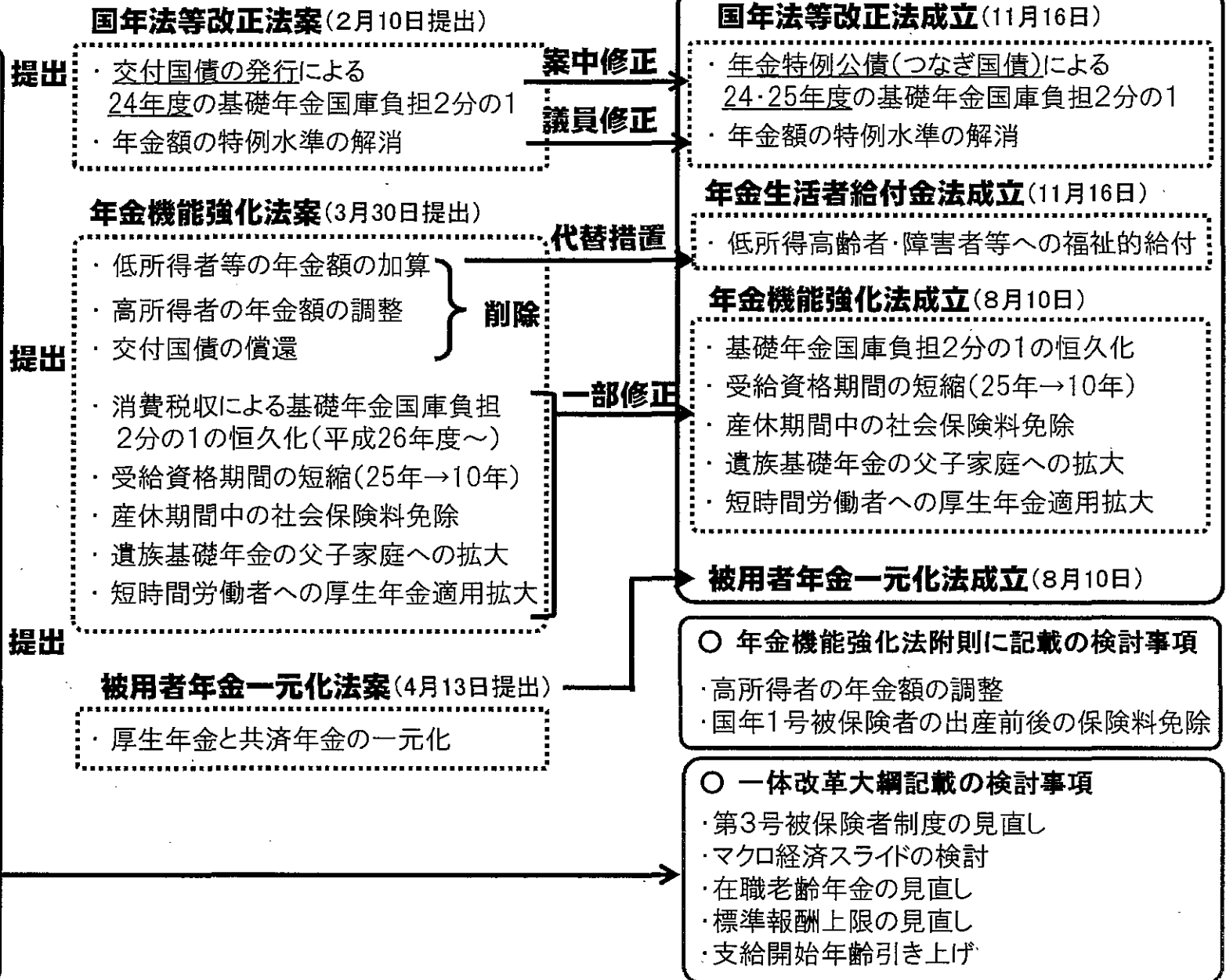
社会保障・税一体改革大綱 (2月17日閣議決定)

○「法案を提出する」または 「法案提出を検討する」と された事項

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・年金額の特例水準の解消
- ・低所得者等の年金加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・受給資格期間の短縮
- ・産休期間中の保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大
- ・被用者年金の一元化

○「引き続き検討する」と された事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げ



国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(平成24年法律第99号)

1. 法律の概要

(1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度及び25年度について、国庫は、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担する。
- ② 平成24年度及び25年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算する。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。(20年度:3分の1 21年度～23年度:2分の1)

(2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準(2.5%)について、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。

※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも、2.5%高い水準(特例水準)となっている。

※ 解消のスケジュールは、H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%

- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準(1.7%)についても、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の一部改正

※ 解消のスケジュールは、H25.10.▲0.7%、H26.4.▲0.7%、H27.4.▲0.3%

2. 施行期日

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 | : 公布日(平成24年11月26日) |
| (2) 特例水準の解消関係 | : 平成25年10月1日 |

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）

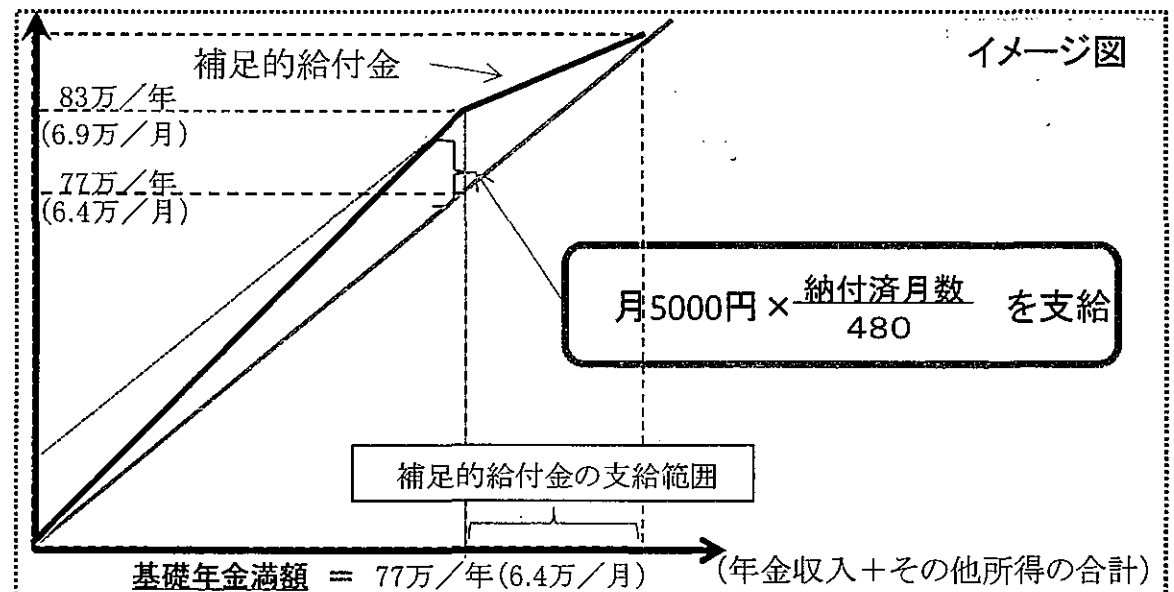
1. 法律の概要

- 所得の額が一定の基準（※）を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎）を支給する。→ 対象者：約500万人
 - ①基準額（月額5千円）に納付済期間（月数）/480を乗じて得た額の給付
 - ②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付
- （※）住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入＋その他の所得の合計額が老齢基礎年金満額（平成27年度で77万円）以下であること（政令事項）
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的な老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間を基礎）を支給する。
→ 対象者：約100万人
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。（支給額：月額5千円（1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円））
→ 対象者：約190万人
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

2. 施行期日：平成27年10月1日

社会保障の安定財源等を図る税制の抜本改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

所要額 約5,600億円



**公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための
国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第62号)**

<主要項目>

- (1) 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、受給資格期間の短縮を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行)
- (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度(平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定)を平成26年度と定める。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (3) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。(平成28年10月から施行)(※)
- (4) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。(2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)
- (5) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (6) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。(※)

注) (1)、(2)、(5)については、税制抜本改革により得られる税収(消費税収)を充てる。

(※)は、衆議院の修正・追加のあった項目。原案にあった、低所得者の年金額の加算、高所得者の年金額の調整、交付国債償還に関する規定は削除された。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

<主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

- (1)～(5): 平成27年10月
- (6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減: 公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

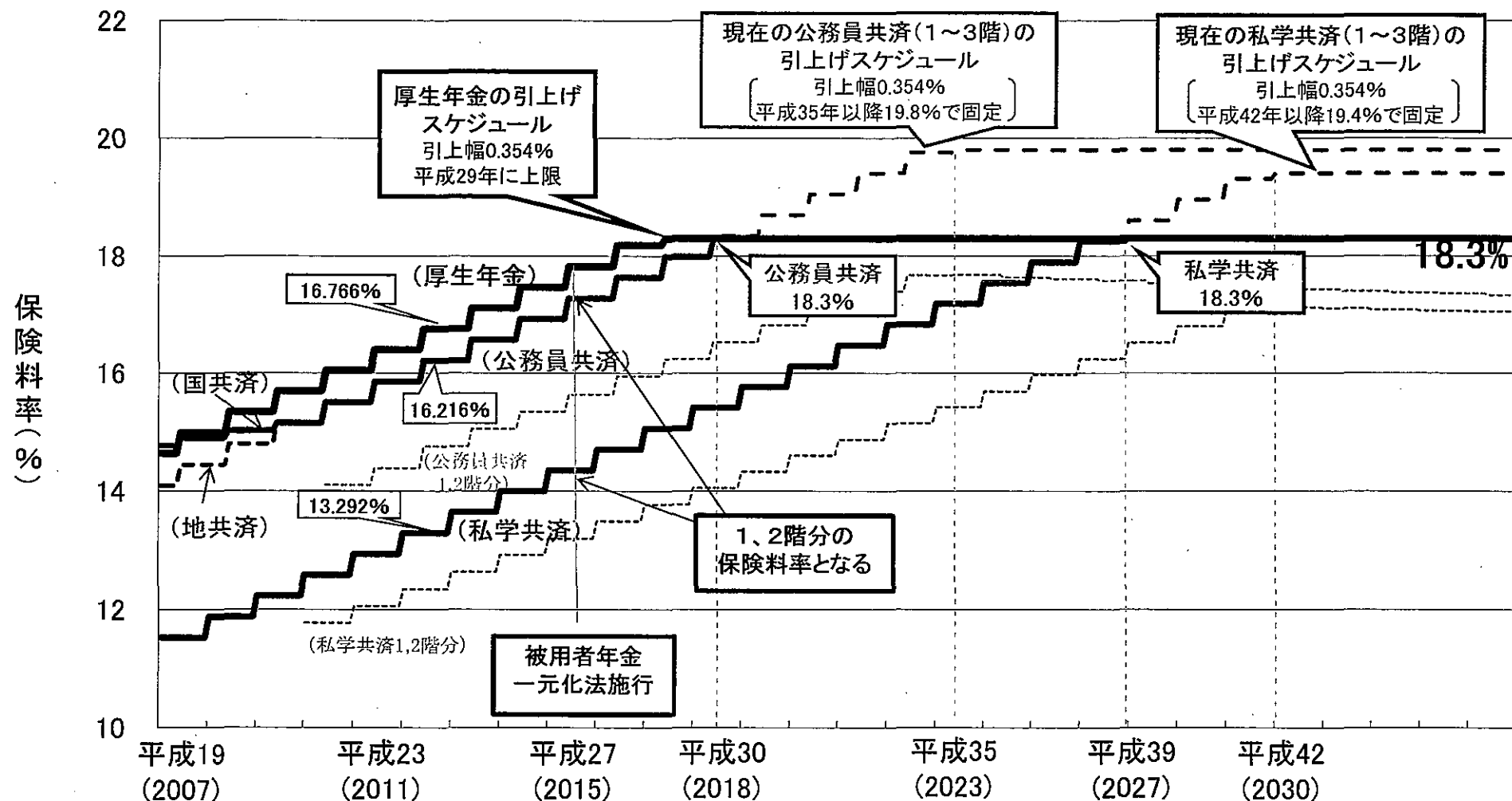
制度的な差異の解消

厚生年金と共済年金とで、遺族年金の転給制度(下表⑤)など制度間の差異があるが、①～⑤の差異は厚生年金に揃える(⑥の厚生年金の女子の支給開始年齢が5年遅れである点については、経過措置として存続する)など、基本的に厚生年金に揃えることで差異を解消する。

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし(私学共済除く)
②未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹 (注:今年3月に提出した年金改正法案(年金機能強化法案)で、甥姪など3親等内の親族にも拡大)	○遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)、又は遺族がないときは相続人
③老齢給付の 在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 ・65歳までは(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以降は(賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 (賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式 ○退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 (賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
④障害給付の 支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要 (保険料納付要件あり)。	○保険料納付要件なし。
⑤遺族年金の 転給	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。(例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。)	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。 (例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。)
(経過措置)		
⑥女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男子の5年遅れのスケジュール。 (昭和21年4月2日以降生まれ～)	○60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男子と同じスケジュール。 (昭和16年4月2日以降生まれ～)

保険料率の統一

厚生年金及び共済年金の保険料については、現在も毎年0.354%ずつ引き上げているが、この引上げスケジュールを法律に位置づけ、公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に、18.3%で統一する。



(注1)各共済の引上げスケジュール及び最終保険料率は平成21年財政再計算結果による。

(注2)公務員共済の保険料率は平成21年に統一されている。

(参考)

	現在の 保険料率	現行の引き上げスケジュール	本法律での引き上げスケジュール
厚生年金	16.766%	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年以降は18.3%で一定	同左
公務員共済 (国共済・地共済)	16.216% (※)	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成35年以降は19.8%で一定(1・2階給付に係る保険料率は17%台で推移)。	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成30年以降は18.3%で一定。 一元化が行われ、職域部分が廃止される平成27年には、職域部分を含めた保険料率が1・2階給付にかかるものとなり、1・2階給付にかかる保険料率が1.6%程度引き上げられることになる。
私学共済	13.292% (※)	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成42年以降は19.4%で一定(1・2階給付に係る保険料率は17%台で推移)。	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成39年以降は18.3%で一定。 一元化が行われ、職域部分が廃止される平成27年には、職域部分を含めた保険料率が1・2階給付にかかるものとなり、1・2階給付にかかる保険料率が1.2%程度引き上げられることになる。

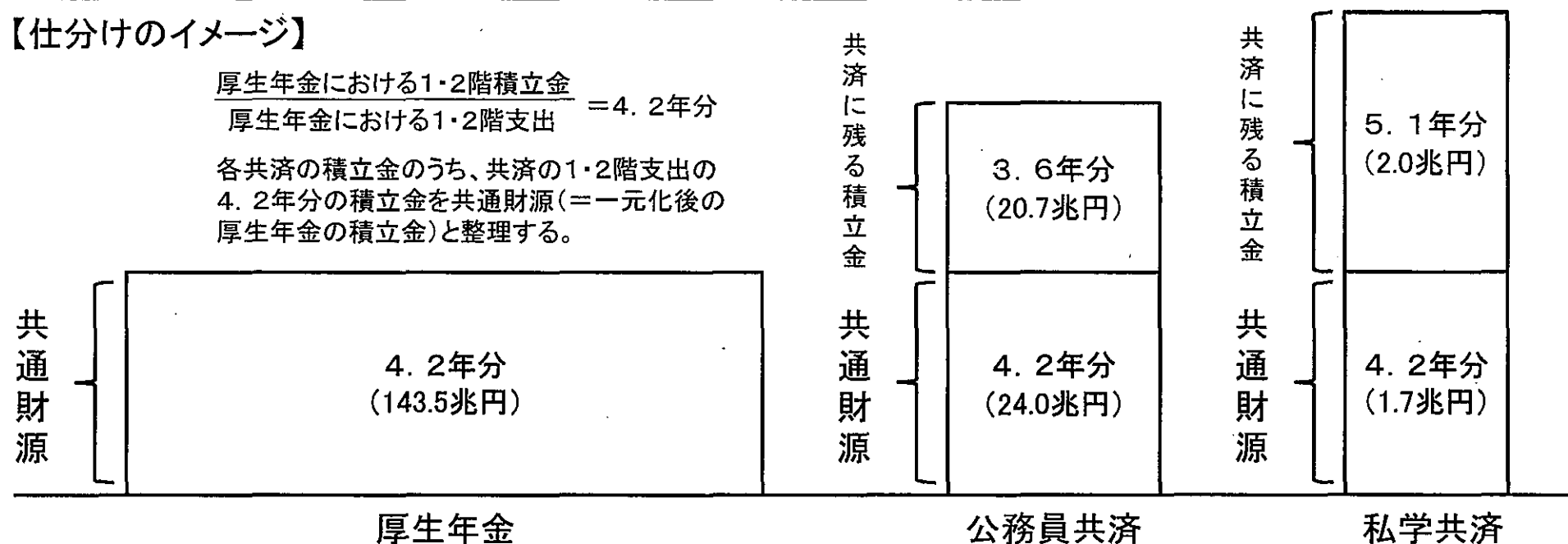
※ 職域部分を含めた保険料率

共通財源とする積立金の仕分けについて

現在の共済年金の積立金については、1・2階部分と3階部分の区別がないため、被用者年金一元化に際しては、共済年金の積立金のうち、1・2階部分の給付のみである厚生年金の積立金の水準に見合った額を、一元化後の厚生年金の積立金(＝共通財源)として仕分ける必要がある。

具体的には、共済年金の積立金のうち、一元化前の厚生年金における積立比率(保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対して、何年分を保有しているかという積立金の水準)に相当する額を、共通財源として仕分ける。

【仕分けのイメージ】



(注1) 法案では「26年度末の積立金と27年度の支出に基づき仕分ける」としており、上記は平成26年度末見込み数値に基づいた機械的な計算である。実際には、実績を踏まえて仕分けることになる。

(注2) 共済に残る積立金は旧3階部分の処理に充てる。(私学共済については、さらに増加保険料の軽減に充てることも可。)

(参考) 各制度の財政運営については、平成21年度に財政検証・財政再計算を行った結果、各制度とも、2105年までの約100年間について収支の均衡が図られることが示されている。また、この結果は年金数理部会に検証された結果、将来の健全性が確認されている。

経済前提は、いずれの制度においても、名目運用利回り4.1%、名目賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%(経済中位ケース)。

また、いずれの制度においても、合計特殊出生率は1.26、平均余命は男83.67、女90.34(出生中位、死亡中位ケース)。

事務組織の活用、新しい厚生年金制度全体の財政状況の開示等

- 被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合及び私学事業団(共済組合等)を規定する。

※ 効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。

- 共済組合等は、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金等に応じて厚生年金勘定に拠出金を納付し、厚生年金の保険給付に要する費用等を分担する。また、共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は、厚生年金勘定から交付金として共済組合等に交付する。
- 一元化された厚生年金制度全体の給付と負担の状況を、国の会計(厚生年金勘定)にとりまとめて計上し、国民に開示する。
- 一元化された厚生年金制度全体を通じた財政検証を、定期的に実施する。
- 厚生労働大臣は、各所管大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるほか、各所管大臣に対し、その報告に関し監督上必要な命令や監査の実施を求めることができることとする。
- 積立金の運用の基本的な指針については、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協議の上、策定する。
- 積立金の運用の状況の公表及び評価については、毎年度、厚生労働大臣が運用状況やその評価等を記載した報告書の案を作成し、各大臣と協議の上、策定し、公表することにより行う。

公的年金としての3階部分（職域部分）の廃止

○ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。

※ 現在の給付設計は、1・2階部分については、下記の通り、厚生年金も共済年金も同じであり、同じ報酬で同じ加入期間であれば、厚生年金でも共済年金でも、1・2階部分については、同じ年金額となる。

[厚 生 年 金]

[共 済 年 金]

※平成24年度価格

(企 業 年 金)	
本 人 分	老齢厚生年金 (報酬比例年金) 99,858円
	老齢基礎年金 65,541円
配偶者分	老齢基礎年金 65,541円

合計 230,940円
 (企業年金を含まない)

2 割	職域部分 19,971円	本 人 分	保険料(労使折半)
	退職共済年金 (報酬比例年金) 99,858円		
	老齢基礎年金 65,541円	配 偶 者 分	1/2保険料(労使折半) + 1/2国庫負担
	老齢基礎年金 65,541円		

合計 250,915円
 (職域部分を含む)

(注) 職域部分を除けば、厚生年金と同額 (230,940円)

(前提) 加入期間中の平均報酬月額：360,000円、加入月数：480月(40年)

(参考) 報酬比例部分の年金額：平均報酬月額(賃金変動に伴う再評価後)×給付乗率×加入月数×物価スライド率

※ 職域部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、昭和61年に設けられたもの

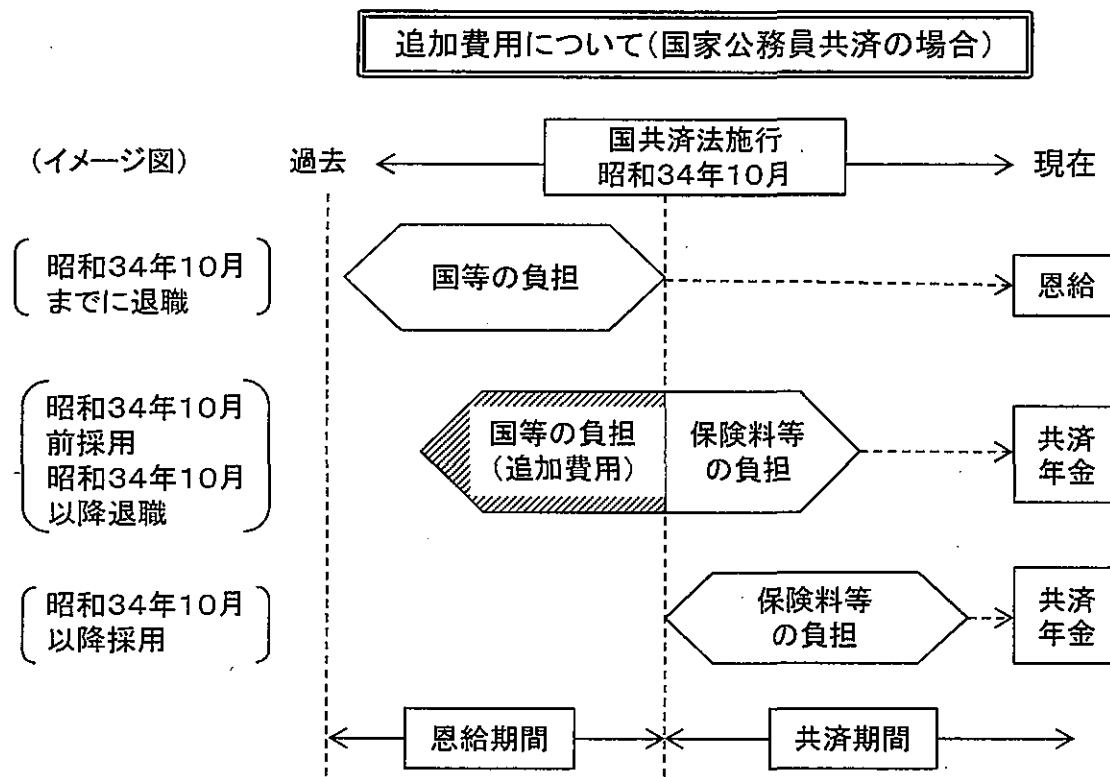
追加費用の削減

○ 追加費用財源の恩給期間にかかる給付(下左図の斜線部分)について、負担に見合った水準(下右図を参照)まで一律に27%減額する(ただし、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の10%とする、②230万円/年以下の給付(恩給期間も含めた共済年金全体)は減額しないという配慮措置を設ける)。

(注)②については、平成19年法案では250万円/年。平成21年全国消費実態調査の結果を踏まえて変更。

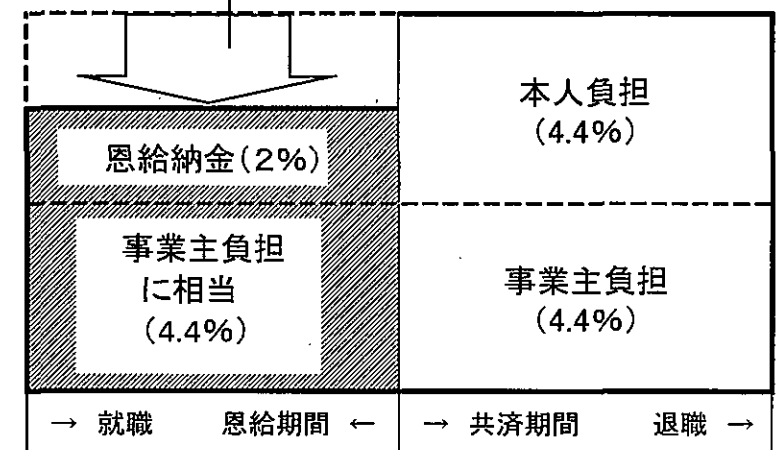
(追加費用について(国家公務員共済の場合))

- ・ 昭和34年まで恩給制度が適用されており、34年以後も引き続き国家公務員である者については、新たに設けられた国家公務員共済年金制度に加入することとされ、恩給期間に係る給付についても共済年金として支給することとされた。
- ・ このため、それまで保険料を負担していなかった恩給期間に係る共済年金の給付に要する費用については、国家公務員の恩給を国が負担していたこととの均衡から、当時の事業主としての国等が負担することとしている。



※ 恩給期間の本人負担は2%であり、共済制度発足当初の本人負担4.4%より低いことから、事業主負担を合わせた負担に見合って27%減額する。

$$(8.8 - 6.4) \div 8.8 = 27\% \text{ 負担が少ない}$$



(注)追加費用は、平成24年度予算額で国共済(国負担分):約2,300億円、地共済(地方公共団体負担分):約8,600億円